

平成 21 年度第 3 回福祉環境市民会議議事録（要約）

1 会議名

平成 21 年度第 3 回福祉環境市民会議

2 日時

平成 21 年 12 月 24 日(木) 15 時 15 分から 16 時 10 分まで

3 場所

岩国市役所 2 階 特別会議室

4 出席者

(委員)

会長：宮川浩之、副会長：藤野完二、有馬かほる、上木弘美、桂信一、
佐野美智子、田中聖子、中村美鈴、牧嶋孝生、善本利恵

(所管課)

健康福祉部長：藤本雅三

社会課長：福岡俊博、地域福祉推進室長：山下則美、主事：松本敬一

生活環境部長：上村高志

環境事業課長：岩崎伸明、課長補佐：岸本義浩、管理係長：神足欣男

(事務局)

社会課管理係長：藤村篤士

5 議題

議題 1 岩国市地域福祉計画（案）について（諮問）

議題 2 岩国市一般廃棄物処理手数料の改正について（諮問）

6 公開・非公開等の別

公開

7 傍聴人数

0 人

8 作成年月日

平成 22 年 1 月 13 日

9 会議内容概要

(1) 開会挨拶（健康福祉部長）

(2) 議事進行（宮川会長）

議題 1 岩国市地域福祉計画（案）について（諮問）

(会長)

本日は、委員 12 名のうち 10 名が出席されていますので、岩国市市政市民会議条例第 4 条第 2 項の規定により、本日の会議が成立していることを報告しておきます。

次に、会議録の署名委員として、桂委員と佐野委員にお願いします。

それではここで、議題 1 の「岩国市地域福祉計画（案）について」諮問を受けることとします。

※健康福祉部長から宮川会長へ諮問書の提出

(会長)

諮問の件、承りました。福祉環境市民会議として、十分審議し、その結果を答申したいと存じます。それでは、ただいま市から諮問のありました「岩国市地域福祉計画（案）について」担当課から、説明をお願いします。

【議題説明】

(所管課)

(1)地域福祉とは

地域福祉とは、年齢や障害の有無などに関係なく、地域住民、団体などが主体となり、共に支え合って地域における社会福祉を推進していく取り組み。地域福祉及び計画（案）は、地域における福祉について、行政主体の施策のみに頼ることなく、住民、各地域の団体及び行政が協働して対応していくことが根底にある。

(2)目的

住民一人一人が地域の様々な活動に積極的に参加するための環境づくりや、地域福祉に取り組む団体が意欲的に活動していくための環境を整備することにより、岩国市全域で地域福祉を推進する。

(3)計画期間

平成22年度から平成26年度末までの5か年

(4)岩国市総合計画及び各個別計画との関係

総合計画の部門計画として位置付けており、福祉に関する各個別計画に当てはまらない部分について、地域住民等も主体となって補完する役割を持つ計画。

(5)策定経緯

- ア 地域福祉アンケート（回答数 約1,000人）、座談会（31地区）の実施。
- イ 岩国市地域福祉素案策定委員会（委員17名）
- ウ パブリックコメントの実施（意見数7件）
- エ 福祉環境市民会議への諮問・答申（予定）

(6)基本理念

「だれもが住み慣れた地域で生き生きと暮らせる社会づくり」

(7)3つの基本目標

- 基本目標1「地域福祉を推進するための基盤の整備」
- 基本目標2「地域福祉を推進するための地域資源の開拓」
- 基本目標3「地域福祉の推進に取り組む団体への支援」

(8)岩国市地域福祉活動計画（岩国市社会福祉協議会が策定中）との関係

行政サイドから地域福祉への環境づくりを推進する「岩国市地域福祉計画」（案）と民間サイドからの具体的な活動を示す「岩国市地域福祉活動計画」が連携することにより、地域福祉をより効果的に進めていく。

(9) 計画（案）の推進方法

課題に対して、「地域住民」「地域」「行政」がそれぞれの役割を果たしていくことで課題を解決し、推進していく。

(10) 地域福祉圏域

本市においては、概ね5層（①市民、家族②隣近所や単位自治会③連合自治会などの地区④旧市町村内単位の地域⑤市内全域）に分けられるが、これらの圏域内においてコミュニケーションが成立していること。また、各圏域間で連携が取れていることが重要。

(11) 計画（案）の進行

ア 地域福祉に関する調査の実施

イ 計画を評価・推進するための委員会の設置

ウ ICT（情報通信技術）などを活用した計画の普及啓発

【質疑応答】

<計画の横断的な取り組み及び評価について>

(委員)

行政内で横断的な部署はできていますか。また、目標値がないのにどうやって評価していこうとするのですか。

(所管課)

一点目について、健康福祉部は福祉事務所、保健、介護及び市立病院と広い範囲で包括しています。よって、ある程度の権限を分ける意味で部長の下に担当参事などの役職を置いています。横断的な調整については健康福祉部として逐次図っていきます。

二点目について、素案策定委員会でも議論されましたが、これから事業計画を立てていく中でデータを集めるなどして、数値化できるところは目標値設定していき、社会福祉協議会とも、しっかりとリンクして取り組みます。

(委員)

福祉部内だけではなく、財務や建設の部署などとも横断的であるべきではないでしょうか。

(所管課)

この計画は、福祉の観点から横断的に補完することで地域福祉を推進していく計画です。これを行政として全般的に横断できるよう努めてまいります。

<専門的な相談窓口について>

(委員)

専門的な相談窓口とあるが、高齢者福祉を念頭に置いているのですか。

(所管課)

高齢者福祉ではありません。現在、社会福祉協議会と共に福祉全般に関する相談ごとに対応できる窓口を設置しています。

<子どもに関する地域との連携について>

(委員)

子どもに関することだけではありませんが、学校と地域間の連携だけではなく、地域にある社会福祉施設との連携をとるよう明記した方がいいのではないのでしょうか。

(所管課)

委員のおっしゃる通りであります。基本目標2に「地域の子どもを地域全体で育てる環境づくり」とあり、この地域全体とは、地域住民だけでなく社会福祉施設なども包括しています。

(委員)

特に子どもを犯罪から守ることは大事だと思いますが、近年では児童虐待などの問題もあり、「学校と地域との連携～」ではなく、「地域全体で育てる環境づくり」の課題に入った方がいいのではないかと感じます。学校の負担が大きいように感じます。

(所管課)

子どもを犯罪から守ることは行政でも、これからも取り組んでいきます。なお、児童虐待などの専門的な問題については、それぞれの分野計画（次世代育成支援対策岩国市行動計画等）により対応していきます。

<制度や計画などの普及啓発について>

(委員)

イカルスなどの制度を知らない人は多いと思います。これから計画が始まりますが、そのような点をどのようにして知ってもらおうと考えていますか。

(所管課)

一番大事だと思います。市民の皆さんに知ってもらうための啓発についても、事業計画の中で考えていきます。また、地域福祉推進室では、「i-area」（アイエリア）という地域の情報などを発信するサイトを開設しているので、その中でも充実していきたいと思います。

<アンケート及び座談会意見等の反映について>

(委員)

アンケート調査はいつ頃に実施し、アンケートや座談会の意見等はどのように反映されましたか。

(所管課)

平成20年8月に実施しています。意見等は基本目標やそれぞれの課題の設定に反映させています。

<個人情報について>

(委員)

現場では、民生委員が高齢者のお宅を訪問した時に、ある人は訪問して欲しいと言ったり、ある人には断られたりと非常に難しいジレンマを抱えています。本当に必要な情報が手に入りづらい中で、行政も含めて法律には遵守しながらも本当に必要な情報は提供していくことは必要だと思います。

(所管課)

昔のような、本当に必要か不要かも不明なままに情報を出すことはできませんが、必要な情報については、それぞれの課で必要な限りは提供していると思います。それでも民生委員活動が難しくなっていることは認識しています。

<地域間の情報について>

(委員)

なかなか自分が生活している地域以外の情報を知ることができません。しかし、地域には自分達の活動をもっと外にPRしてみたいと考える人はいると思います。そのような場を企画してみてもどうでしょうか。

(所管課)

そのような場は必要と思います。当課で取り組んでいる地域福祉基金を活用していくことも一つの方法です。また、「i-area」でもそれぞれの地域の情報を掲載し、発信することはできます。

<その他>

(委員)

自助、共助、公助とある中で、基本は自分のことだと思います。一生を送る中で、自分で考え、一人一人が積極的に行動していかないと、計画が絵に描いた餅になってしまう。錦町の人たちを見ると、すごく元気だなと感じます。自分でその環境の中で生活するにはどうすればいいのかを考えて実践している結果だと思います。

<審議終了>

(委員長)

今回は2月4日の午後2時に開催します。なお、今回は答申を行いますが、答申(案)については本日の意見を反映したものを担当課と協議し、私に一任していただくことでよろしいでしょうか。

(委員)

了解。

議題2 岩国市一般廃棄物処理手数料の改正について（諮問）

【議題説明】

（所管課）

○説明要点

- ・ 今回の料金改正の目的は、焼却ごみ搬入処理手数料の統一（第一工場及び本郷ごみ処理場の手数料と周陽環境整備センターの手数料）を図ることである。
- ・ 計量単位の見直し（20 kgごとから 10 kgごと）と消費税取り扱いの見直し（外税から内税）も併せて実施する。
- ・ 改正後の手数料は、10 kgごとに 150 円となる。
- ・ 改正時期は平成 22 年 7 月 1 日からの予定

【質疑応答】

（委員）

周陽環境整備センターは、現時点でも 10 kg 単位で手数料を徴収していると思いますが、単価だけが変わるといえることでしょうか。

（所管課）

そのとおりです。

（委員）

計量の単位が 20 kg から 10 kg になることは、小規模な排出者にとっては非常によいことだと思います。単に料金の統一を図るだけでなく、計量単位の見直しまでしていることに感謝いたします。

話題を変えますが、昨年 4 月頃から搬入した際の点検が非常に厳しくなりました。プラスチック類の汚れを落としてから排出するよう努力はしていますが、完璧に行うことはやはり難しいものです。また、12 月 1 日号の市報にプラスチック類の排出についての教宣チラシを折り込んでいましたが、ちゃんと読んでいない市民も多いと思います。例えば『汚れがひどいプラスチック類は金属類および破碎ごみへ』ということをもっと強く指導する等をしないと、このままではプラスチック類の品質が良くなり認定落ちをするのではないかと危惧しています。分別の仕方について、もっと具体的にわかりやすく示すような広報活動をしなさいといけないのではないのでしょうか。

（所管課）

確かに分別は負担であり、一律でわかりやすい分別方法はよいが、一方で微妙な問題を含んでいます。例として示された『汚れがひどいプラスチック類は金属類および破碎ごみへ』ということを大々的に広報した場合、ひどい汚れが洗っても落ちなかった汚れなのか、洗うのが面倒で落とさなかった汚れなのか、当人以外の判断が難しいため、自身にとって楽なような分別をしてしまうことが考えられます。その結果、プラスチック類の質は向上しますが、リサイクルする量が少なくなり、焼却や埋め立ての量が多くなるということが懸念されます。このため、現時点では大々的な広報活動は行わず、地道な広報活動を行い、市民の方から質問が出てきた場合は個別に指導を行うようにしています。ただしこの方法を変えないということ

ではなく、今後の状況をみて判断をしたいと考えているところです。

(委員)

具体的にはどのような広報活動を行い、検討しているのでしょうか。

(所管課)

チラシの配布、市報やホームページへの掲載、今後の予定として有線放送や防災無線を通じての広報、ごみ収集車のスピーカーを利用した広報、さらにはアイキャンの番組内での広報を考えています。なお、アイキャンでの広報は2月中旬を目処に打ち合わせを行っているところです。

事業者の方については、収集運搬の許可業者を対象にした説明会を考えています。

(会長)

収集運搬の許可業者は現在どれくらいいますか。

(所管課)

市内全域では50社程度です。

(会長)

収集運搬業者に対して説明会を行うとのことですが、料金改正後、収集運搬業者と一般廃棄物の収集運搬の契約をしている事業者との間で収集運搬料の異常な値上がりのないよう説明を徹底してもらいたいと思います。

(所管課)

前回改正時には3ヶ月間の周知期間を設け、収集運搬業者だけではなく、排出をする事業者に対してもチラシ配布等で対応しました。運搬費と処理費を分けた契約では混乱はありませんでしたが、それらの費用を一緒にした契約においては一部混乱が生じたという話を聞いています。今回の改正を機に必要以上に増額の契約をすることのないよう、所管課として注意するとともに契約の当事者どうしでもお互いに契約料金の変更の根拠を認識し合う必要があると考えています。

(所管課)

今回の料金改正の理由としては、各施設の処理手数料の統一を図るという平等性を重視することとともに、いざという時にどこの施設にも持ち込めるという利便性を得られることにあります。

(委員)

私も市内で処理手数料に差があるのはおかしいという意見であり、今回を機に統一することがよいと考えます。

また、第一工場と周陽環境整備センターの寿命、延命を図らなければならないという問題があるため、ごみの分別と伴にごみの減量化についての教宣をしていくことが大切だと考えます。

(所管課)

ごみの減量化については、昨年一般廃棄物処理基本計画を策定しており、着実に取り組みをしているところです。

(委員)

アイキャン等での広報活動を考えているとのことですが、一回限りではなく、その他の場所でも繰り返して広報活動をすることで教宣の効果を高めてもらいたい

と思います。

別件となりますが、不法投棄が増えていますがその分別が難しく、とにかく汚いので分別を強要されるとやる気がなくなります。分別をやらないよりはやった方がいいことはわかっているのでその辺りの対応をお伺いしたいと思います。

(所管課)

不法投棄の問題は全国的に取り上げられているところです。市の対応としては環境事業所業務係が見回りを行っています。不法投棄がありましたら環境事業課に連絡していただければ対応します。

(委員)

料金についてはこれで賛成ですが、プラスチック類の分別とリサイクルの関係について確認させてください。プラマークのないプラスチック製品は金属類及び破碎ごみという区分になりますが、そのまままとめて埋立処分となるのではリサイクルの観点で考えるとどうなのでしょう。

(所管課)

金属類及び破碎ごみについては、破碎機にかけてアルミ、スチール、不燃物、可燃物の四種類に分けています。有価物については業者に販売をしています。最終的に不燃物は埋立処分となりますが、細かく破碎しているため処分場の延命につながっています。このようなルートで資源化処理を行っているところです。

(委員)

先日のチラシでプラマークのないプラスチック製品は金属類及び破碎ごみへと周知徹底を図っていましたが、結果として埋立処分をする不燃物が増えているのではないのでしょうか。

(所管課)

確かに増えています。しかし、プラスチック製品のリサイクルについては容器包装リサイクル法に基づいて容器と包装に限定して資源化処理を行っており、岩国市では現在 3,000 トン程度プラスチック類が排出されていますが、そのうち 95 パーセントについては法に基づいて容器包装リサイクル協会が引き取って処分しています。品質が悪ければ引き取り拒否となり、市で処理しなければなりません。その場合、市の大きな負担となります。

同協会は、容器包装を生産している事業者と利用者の出資で成り立っているため、容器や包装でないプラスチック類までは対応できません。

(委員)

リサイクルの精神と反しているのではないですか。

(所管課)

リサイクルにはどうしてもコストがかかります。そのコストを誰が払うかということについては現在、容器包装リサイクル法という枠組の中では生産者と利用者がコストを払うようになっています。ご不便をおかけしますがご理解をお願いします。

(会長)

委員の方から他に何かありますか。

所管課から補足はありますか。

確認ですが、議会で承認されれば改正は7月1日からでよろしいですか。

(所管課)

はい。周知期間が必要ですので、その期間として3ヶ月間を設ける予定です。

(所管課)

年明けに市民会議を開いていただきご答申いただければ3月議会に提案します。3月末に議会の議決をいただき、先程の説明のとおり出来ればと考えております。また、前回の改正が平成19年7月1日でありちょうど3年が経過するわけですが、「もっと早く料金改正をしろ」という声もありました。しかし、毎年改正するわけにはいきませんでしたので、今回は最後の整備ということで3年の間を設けました。

(委員)

周陽環境整備組合も同じ予定でしょうか。

(所管課)

はい。周陽環境整備組合も現在協議中であり、順調に行けば、2月に整備組合の議会がありますので、そこで提案し、同時施行ができるよう進めております。

(会長)

同時施行はほぼ間違いはないですか。

(所管課)

はい。その予定です。

(会長)

他に意見、質問がなければこれにて審議を終了したいと思いますのですが、よろしいでしょうか。

次回開催は1月25日(月)の14時からでお願いします。

また、次回の会議では答申ということですが、答申案につきましては、みなさんのご意見を十分反映させたものを担当課と協議して作っていきたいと思いますので、私に一任していただくということでよろしいでしょうか。

(各委員)

よろしいです。

(会長)

それでは、以上を持ちまして第3回福祉環境市民会議を終了します。

署 名

福祉環境市民会議会長

三川浩之



福祉環境市民会議委員

桂 信一



福祉環境市民会議委員

佐野美智子



